



国民健康保険税の納期が変わります。

1期当たりの支払額を軽減し納付しやすくするために、平成8年12月議会において、納期が4期から8期に改正されました。

— 改正内容 —

	平成9年度 納期限	前平成8年度 納期限
第1期	9年7月31日(木)	(8年5月31日)
第2期	9年9月1日(月)	(8年9月2日)
第3期	9年9月30日(火)	(8年12月12日)
第4期	9年10月31日(金)	(9年1月31日)
第5期	9年12月1日(月)	—
第6期	9年12月25日(木)	—
第7期	10年2月2日(月)	—
第8期	10年3月2日(月)	—

※納期限→月の末日が土曜日・日曜日になる時は、次の週の月曜日が納期限になります。



保険税納付は「口座振替」で!

「つい」「うっかり」保険税を納め忘れてしまうことのないように、簡単に便利な口座振替をお勧めします。

申し込み方法

町指定の金融機関(納付書記載)へ、納税通知書と預金通帳と通帳に使われている印鑑を持参してください。

口座振替にすれば、わざわざ納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。一度手続きをすれば、毎年自動的に引き落としが更新され、継続されます。

国保に加入するとき、やめるとき

国保の加入者(被保険者)になるためや、国保をやめるのは次のようなときになります。そのときに届け出をしなかったり遅れたりすると、保険税をさかのぼって納めなければならなくなったり、国保が負担した医療費を返さなければならぬこともあります。

加入するとき	やめるとき
①転入した日(職場の健康保険に加入していない場合)	①他の市区町村へ転出した日の翌日、またはその日
②職場の健康保険などをやめた日の翌日	②職場の健康保険などへ加入した日の翌日
③出生した日	③死亡した日の翌日
④生活保護を受けなくなった日	④生活保護を受け始めた日

加入の届け出が遅れると

国保に加入し、届け出をしなければならないのにそれが遅れると、保険税を加入した時点(届け出したときではない)までさかのぼって納めなければならなくなり、また保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受ける人がいます。このようなときは、国保で負担した医療費は、あとで返していただくことになります。

粗大ごみの収集は 偶数月・奇数月で違います

偶数月	可燃性粗大ごみ (燃える粗大ごみ)
奇数月	不燃性粗大ごみ (燃えない粗大ごみ)

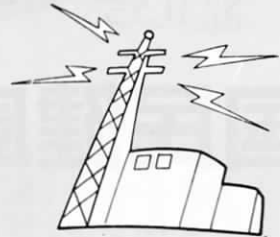
ひと月ごとに変りますのでご注意ください
※問い合わせ 福祉課保健衛生係

妊婦相談が あります

- とき 4月7日(月) 午後1時30分～3時30分 (受付 午後1時20分～1時30分)
- ところ 役場第二会議室(役場二階)
- 内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操とお

くらしの LIVING INFORMATION

情報



資源保護のため
あき缶は
リサイクルへ

役場 293-1234

産の補助動作

- 持ってくるもの 印鑑(当日母子健康手帳を受け取る人)
- 料金 無料
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

わんぱく教室が あります

(テーマ 風船をつくって遊ぼう!)

- とき 4月1日(火) 午前10時～11時30分 (受付 午前9時30分～10時)
- 対象 生後4か月児～就学前の乳幼児
- ところ 遠賀コミュニティセンター
- 内容 保母さんとの遊び、育児交流、言語訓練士による言葉の相談(予約制)
- 持ってくるもの 水筒、おしぼり、新聞紙、タオル
- 料金 無料
- その他 動きやすい服装で参加してください
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

受け取りはお早めに 国民健康保険証を 交付します

今お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)は、3月31日で期限が切れます。新しい保険証を次の通り交付します。

- とき 3月25日(月)から29日(金)まで(午前9時から午後4時まで)
- ところ 役場玄関ホール
- 持ってくるもの 保険証(緑色)と印鑑
- ※遠隔地の学生など家族と別に保険証をお持ちの人は、申請書(住民課国保年金係にあります)に学生証の写しまたは、在学証明書を添付して、印鑑をお持ちのうえ、国保年金係で手続きをしてください。

4か月児健康診査 があります

- とき 4月10日(木) 午後1時10分～1時40分
- 対象 生後4か月～6か月児(平成8年10月から12月生まれの乳児)
- ところ 遠賀町中央公民館
- 内容 医師による診察、身体測定、保健婦による保健指導
- 持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル
- 料金 無料
- その他 対象者には個人通知します
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

初乗り料金を補助します

福祉タクシー料金補助支給制度
4月1日から募集します。

- 対象者 遠賀町に居住し、住民基本台帳(外国人登録原票を含む)に記載されている在宅の重度障害者(身体障害者手帳の一

身体障害者相談日 を開設します

を開設します

- とき 4月10日(木) 午前10時から午後2時30分まで(正午から午後1時までは昼食休憩)
- ところ ふれあいの里センター
- ※相談日以外に身障会長の西久保

ひとのうごき

平成9年2月末日現在()は前月比

世帯数	6,106 (+18)
人口	19,635 (+29)

- 男… 9,355
- 女… 10,280
- 転入… 79
- 転出… 51
- 出生… 9
- 死亡… 8

団員募集「九州青年の船」 は海から空へ・ヤング ネットワーク・ウイング'97

泰代さん ☎(293)1794
方にご連絡くだされば、電話相談のほか場合によっては、こちらから出向いてご相談に応じます。

- 訪問先 中華人民共和国(北京)、大韓民国(ソウル)
- 日程 8月23日(土)から8月31日(日)までの九日間
- 募集人員 一般団員 各県二十八人、班長 各県二人
- 年齢 一般団員 20～29歳、班長 26～35歳
- 負担金 七万三千円とその他諸経費
- 募集期間 4月1日から5月15日まで
- 申込み・問い合わせ 福岡県青少年対策課 ☎092(641)4740
- ※詳しくは、実施要綱をご覧ください。実施要綱は、遠賀町教育委員会社会教育課に有ります。

技術講習会に 参加しませんか

- 科目 経理(初級)・パソコン
- 定員 二十人
- 参加資格 就業希望の女性(新卒者は除く)
- とき 5月8日から6月19日までの主に火・木・金曜日 午前10時から午後4時まで(二十一日間)
- ところ 直方市働く婦人の家(直方市津田町七二〇)
- 受講料 無料(ただし教材費は受講者負担)
- 申込受付 4月14日、15日の午前9時から午後5時までにお電話で申し込んでください。
- 申込時に面接日時を指定し、面接後に選考します。
- 申込み・問い合わせ

第1種町営住宅の入居者(一戸) を募集しています。



- 場所 遠賀町大字広渡
- 募集戸数 第一種(3K)B棟2階1戸
- 家賃 月額29,500円
- 共益金 月額4,000円程度
- 敷金 88,500円(家賃の3か月分)
- 入居資格
 - 町内に住所または勤務場所を有する人。
 - 現に同居している、または同居しようとする親族がある人。
 - 収入が下表の基準以内の人。
- 申込期間 4月11日(金)まで
- 申し込み・問い合わせ 総務課管財係

■入居資格収入基準(給与所得者の場合)

(収入のある人が1人の場合)

種別	同居親族収入基準			
	1人	2人	3人	4人
第一種	115,000円をこえ	2,708,000円をこえ	3,208,000円をこえ	3,660,000円をこえ
	198,000円以下	4,027,999円以下	4,463,999円以下	4,903,999円以下

福岡県女性就業援助センター1階
豊支所 ☎0948(23)4156

二級・木造建築士 試験があります

- 試験日
 - ▽二級学科Ⅱ 7月6日(日)
 - ▽二級設計製図Ⅱ 9月28日(日)
 - ▽木造学科Ⅱ 7月27日(日)
 - ▽木造設計製図Ⅱ 10月12日(日)
- 試験会場
 - ▽二級Ⅱ九州産業大学
 - ▽木造Ⅱ福岡大学
- 受付期間 4月14日(月)～18日(金)
- 問い合わせ 福岡県建築指導課 ☎092(651)1111
または(社)福岡県建築士会 ☎092(441)1867

県民相談のご案内

- 県庁一階の県民相談室では、行政相談および法律・不動産相談を無料で行っています。
 - ◇行政相談
 - とき 閉庁日を除く毎日 午前8時30分から午後5時まで
 - 相談内容 県政や県民生活に関すること
 - ◇法律相談
 - とき 毎週金曜日 午後1時から4時まで
 - 相談内容 金銭貸借、相続、離婚、保証人、契約など
 - ◇不動産相談
 - とき 毎月第一・第三木曜日 午後1時から4時まで
 - 相談内容 土地の売買、賃貸借、担保、交換など
- ※法律・不動産相談は電話予約が

お誕生日おめでとう

ふじもと のりこ
藤本 紀子ちゃん(尾崎)
平成6年3月17日生まれ



ママからのメッセージ
あまえん坊で泣いてばかりの紀ちゃんですが、これからは元気でいつも人に好かれる様な優しい子に育ってネ!

かつ ゆういちろう
勝 雄一郎ちゃん(松ノ本)
平成6年3月20日生まれ



ママからのメッセージ
ウルトラマンが大好きで、出かける時も寝る時もいつも一緒です。「大きくなったら何になるの?」の答えももちろん「ウルトラマン!」お姉ちゃんたちといつまでも仲良く、強くてたくましい正義の味方になってね。

◆必要です。 申込先 福岡県総務部県民情報 広報課県民相談室 ☎092(651)1234

定年後の再就職をお考えのあなたへ!

(社)福岡県高齢者能力活用センターがお手伝いします

当センターは、60歳以上のキャリア・技能を持つ高齢者の人を求人企業に派遣することを目的に、労働省・福岡県・県内市町村・地元経済界が一体となり、全国第一号の社団法人として設立されました。長年にわたり培われた経験・技術を派遣就業で活かしたいとお考えの方は、今すぐお電話ください。

～おもいやり・ゆずりあい さわやか交通～

期 間 平成9年4月6日(日)～4月15日(火)

運動の重点

- 1 高齢者と子供の交通事故を防止しよう
- 2 シートベルトの着用を徹底しよう
- 3 交差点交通マナーを高めよう

主唱 交通事故をなくす福岡県民運動本部

詳しい資料をお送りさせていただきます。
●問い合わせ (社)福岡県高齢者能力活用センター 〒812 福岡市博多区博多駅前二一九一八 福岡商工会議所ビル九階 ☎092(451)8621

廃品（資源ごみ）回収実施団体への 奨励金交付を行っています

使い捨て時代と呼ばれる現在は、ごみの量が増えるばかりでなく大切な資源を食いつぶし、まだ利用できるものまで、わざわざお金をかけて灰にし、埋め立てしています。

遠賀町では、ごみの減量と資源化のために平成3年度から廃品回収実施団体への奨励金制度をおこなっています。

奨励金交付団体の登録は4月30日まで

奨励金を受けるためには、登録が必要です。現在、継続的に廃品回収をしている団体やこれから始めようとする団体は、4月1日（火）から4月30日（水）までに役場保健衛生係へ届け出てください。登録は、毎年必要です。



対象団体は営利を目的としない団体です

奨励金制度の対象となる団体は、資源ごみの集団回収を継続的に実施する町内の自治会、子供会、婦人会、老人会、その他の団体で、営利を目的としない団体に限りです。

対象となる品目は紙類・布類・鉄類・ビン類の4種類です

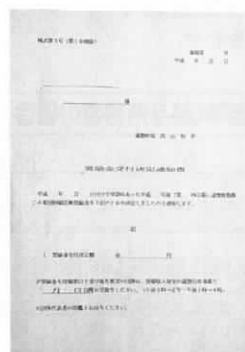
紙類・布類・鉄類・ビン類について奨励金を交付します。（ただし十円未満の端数は切り捨てます。）
奨励金は各団体の活動費など有意義に活用してください

平成8年度は二十七団体を中心となつて資源ごみの回収を行っていましたが、町中にもっと資源ごみ回収の輪が広がってほしいと考えています。

奨励金制度の概要

○資源ごみ集団回収団体の届け出（4月30日まで）

※届け出をもとに登録します。登録は単年度のみ有効。



○資源ごみ回収活動（廃品回収）

○リサイクル業者への売却

※業者から品目別数量・売却明細書と仕切り書を受け取ってください。

○奨励金交付申請書を役場保健衛生係へ提出

※交付申請書に必要事項を記入し、明細書・仕切り書といっしょに提出してください。

○奨励金交付決定通知書

※代表者へ郵送で通知します。

○奨励金交付

※役場窓口受け取りを希望している団体は、印鑑と通知書をお持ちになり、役場の遠賀信金窓口までお越しください。

●申請・問い合わせ

福祉課 保健衛生係
☎（293）1234

育てませんか 遠賀地鶏

遠賀町では、農村ふれあい事業の一環として、次のとおり「遠賀地鶏」のあっせんを行います。新鮮な鶏卵と美味しい鶏肉、遠賀地鶏（イサブラウン）を育ててみませんか。

- 申込期間 4月1日（火）～4月8日（火）
 - 申込資格 町内在住の人
 - あっせん羽数 300羽
 - 募集要項
 - ▽雛の種類 メスは「イサブラウン」（玉子の色は赤色）、オスは「デカルプ」（白色レグホンの改良種）
 - ▽雛の羽数 1戸（1人）10羽以内
 - ▽雛の日齢 50日雛
 - 配付方法 5月中旬ごろ、各地区ごとに配付予定
 - 雛の価格 オス、メスともに1羽315円（630円の半額を町で補助します。）
 - 申込方法 印鑑を持参の上、役場産業課農政工商係窓口で申し込んでください。電話での受付は行いません。
 - その他 雛の入荷日の1週間位前に連絡しますが、鶏舎やエサ等の準備をしておいてください。
- ※問い合わせ 産業課農政工商係

◆飼育についてお願い

鶏の飼育については、オス・メスにかかわらず、悪臭・蚊・ハエの発生や鳴き声など犬や猫の飼育同様、隣近所に迷惑がかかるおそれがあります。これらの問題は、飼育者本人が責任をもって解決しなければなりません。新規に飼育をお考えの人は、十分に検討の上、お申込みください。

平成9年度 食生活改善推進教室（緑黄会）の受講者を募集します

- 緑黄会に入って、皆さんの食生活を改善しましょう。ほんのちょっとでも興味のある人はぜひお越しください。
- ◆とき 平成9年4月～平成10年3月まで 毎月1回（年12回）
毎月第3金曜日の午前9時30分から正午まで
 - ◆ところ 遠賀保健所 会議室
 - ◆受講料 無料
 - ◆申込み先 役場福祉課保健衛生係（電話で申し込んでください）
 - ◆締切り 4月8日（火）
 - ◆その他 10回以上出席した人には、修了証書を授与します。

◆年間スケジュール

1	4/25	健康と食生活	7	10/17	健康づくりと運動(2)
2	5/16	バランスのとれた食生活	8	11/21	生活習慣病と食生活(1)
3	6/20	五大栄養素	9	12/19	生活習慣病と食生活(2)
4	7/18	食品の組み合わせ	10	1/16	生活習慣病と食生活(3)
5	8/22	わが家の食卓づくり	11	2/20	暮らしの中の食品衛生
6	9/19	健康づくりと運動(1)	12	3/20	食進会員の役割とこれからのすすめ

国保年金係からのお知らせです

交通事故にあつたとき

本来は加害者が医療費等を負担すべきものですが・・・

交通事故など、第三者の行為によつてけがをした場合でも、届け出により老人保健および国民健康保険で治療を受けることができます。この場合、老人保健および国民健康保険があなたの医療費を一時立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。



警察に届けましょう

交通事故にあつたら、警察に届けて「事故証明書」をもらいましう。

老人保健および国民健康保険の担当窓口へ届けましょう

住民課国保年金係の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出しましょう。

◆必要なもの 事故証明書・保険証・健康手帳・医療受給者証

老人保健および国民健康保険で治療を受けましょう

示談は担当窓口にご相談してから

先に加害者から治療費を受け取つたり、示談をすませてしまつたり、あなたに、医療費の請求をいたしますので注意してください。



国民年金保険料



4月から12,800円になります
付加保険料は変わりません

国民年金保険料は、基礎年金(老齢・障害・遺族)を支払うための大切な財源です。基礎年金は将来にわたり生活の基礎的部分をまかなうものですから、その年金額の値打ちが守られるよう物価の上昇に応じて毎年4月に年金額の改定が行われるほか、少なくとも五年ごとには生活水準の向上にみあう年金額の見直しが行われます。また、このように物価上昇や生活水準の向上による年金額の引き上げに照らして、保険料も段階的に引き上げられることになっていきます。

現在、年金を受けている人たちの暮らしを支え、将来私たちが自身が年金を受け取るときの年金の値打ちを確かなものにするための保険料引き上げです。どうぞご理解ください。

納付組織で納めると奨励金を交付します

五人以上の納付組織を作つて、国民年金保険料をまとめて納付すると、徴収総額の二%の奨励金を交付します。お得ですので、ご近所の人や、お知り合いの人と納付組織を作りませんか。

便利でお得な前納制度があります

国民年金保険料の前納を利用されると、毎月納めに行く手間が省けるうえに保険料の割引がありお得です。4月に平成10年3月までの一年分を前納する場合の保険料額は次の表のとおりです。

	定額保険料では	定額保険料+付加保険料では
毎月納めた場合	(12,800円×12月) 153,600円	[(12,800円+400)×12月] 158,400円
前納した場合	149,890円	154,570円
割引される額	3,710円	3,830円

※前納は、4月30日(水)までに

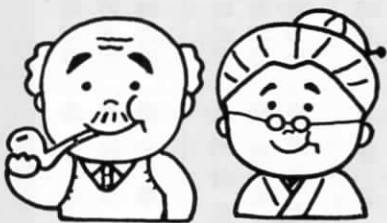
老齢福祉年金

支払いは4月11日から
受け取った後は
年金証書の提出を

老齢福祉年金の4月期の支払いが4月11日(金)から始まります。4月期分を受け取られたら、すぐに老齢福祉年金証書を役場国保年金係に提出してください。

8月に受け取る年金額を記入するための大切な届け出です。必ず守りましょう。

※老齢福祉年金と老齢基礎年金は異なるものです。お間違えのないようにご注意ください。



愛犬家のみなさんへ...



狂犬病の予防注射と登録は忘れずに

今年もワンちゃんにとって、つらく痛い時期がやってきました。注射はとっても痛いけれどすぐに済むからがまん、がまん。それから、ワンちゃんの住民票である登録もするから、迷子になってもご主人様は安心ですよ。(登録は生涯に一度限りです)

●注射は生まれてから九十一日以上飼っている犬が受けてください。

注射は生後91日から受けられます。生後91日未満のワンちゃんには91日以上たってから受けて来ててください。また、注射当日体調が悪かったり、ご主人様の言うことを聞かないで騒いでいる愛犬は、受けられない事がありますのでご注意ください。

●遠賀郡・中間市の次の病院でも注射と登録ができます。

各地区の公民館(もしくは公園)で実施しますが、ご主人様の都合がつかない場合は次の動物病院でも注射と登録ができます。その他の病院では痛い注射しかできないので、登録していただければ注射済票を持って遠賀保健所(201)4161で登録しましょう。

- おんが動物病院 遠賀町新町3号線 ☎(293)2011
- 末崎犬猫病院 中間市

●各地区を次の日程で回ります。

- ☎(246)1487
- ハーレー動物病院 中間市 ☎(244)5980
- 伊藤動物病院 岡垣町 ☎(283)2722
- ビレッジ動物病院 岡垣町 ☎(283)1013
- パル動物病院 水巻町 ☎(202)1124
- 野中家畜病院 芦屋町 ☎(223)0366

どの地区でも受けることができますので、都合のいい日を選んで来てください。なお、料金は注射のみが2890円(予定)、注射と登録両方で5890円(予定)です。

●平成7年度から登録制度が変わったことをご存じでしたか。

いままでは毎年一回の登録と注射が義務付けられていました。しかし、平成7年度から登録は生涯一回でよくなりました。つまり一回登録をした犬は、平成8年度からは注射のみ受ければよくなったのです。

※問い合わせ 福祉課保健衛生係

平成9年度狂犬病予防注射日程表

4月30日(水)		4月23日(水)		4月21日(月)			4月18日(金)			4月11日(金)			4月8日(火)											
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前										
10時20分～11時00分	2時10分～2時30分	10時00分～11時40分	2時00分～2時40分	10時00分～11時30分	1時15分～1時30分	10時40分～11時40分	2時00分～3時00分	11時20分～11時40分	2時00分～2時30分	10時00分～10時30分	2時00分～2時30分	10時50分～11時20分	3時00分～3時30分	11時10分～11時20分										
役場車庫前	今古賀公民館	松ノ本公民館	田園公民館	東和苑公民館	旧停公民館	遠賀川保育園前	浅木公民館	老良公民館	千代丸公民館	若葉台公民館	木守公民館	緑ヶ丘区東公民館	美善区半田ヶ崎運動公園	虫生津公民館	新町公民館	廣渡公民館	尾崎公民館	鬼津公民館	上別府公民館	別府公民館	緑光苑大公園	道官集会所	若松公民館	島津公民館